

令和元年度の各会計決算の状況

市の仕事は、一般企業と同じように1年間のサイクルで事業(行政サービス)を実施しています。

市の会計年度は、毎年4月に始まって翌年の3月までを1年度としています。1年間でどのような事業(行政サービス)を行い、その財源をどのように調達するのかを決めるのが『予算』で、その予算を実際どれだけ使ったのかをまとめたものが『決算』になります。予算も決算も市議会で審議されて承認されます。

市の決算や予算って
どんなものかな？



令和元年度会計別歳入歳出決算額

(単位:千円)

		歳入決算額	歳出決算額	差引額	繰越額※1	実質収支額※2
一般会計		20,091,351	20,025,083	66,268	15,183	51,085
特 別 会 計	国民健康保険	6,292,519	6,093,467	199,052	0	199,052
	介護保険	5,015,210	4,927,372	87,838	0	87,838
	後期高齢者医療	990,041	951,616	38,425	0	38,425
	池尻財産区	33,425	33,425	0	0	0
	半田財産区	7	7	0	0	0
	東野財産区	4,893	4,893	0	0	0
	今熊財産区	525	525	0	0	0
	岩室財産区	5,172	5,172	0	0	0
	茱萸木財産区	2,114	2,114	0	0	0

※1 繰越額とは、令和元年度の差引額のうち令和2年度で予め決められた事業に使うお金です。

※2 実質収支額とは、令和元年度で収入されたお金で、使わなくて済んだお金です。このお金は、繰越金として令和2年度で使うことができますが、繰越額と違い何にでも使うことができるお金です。

市の会計は、福祉・土木・教育など基本的な事業(行政サービス)を行うための**一般会計**のほか、国の法律や市の条例などにより、特定の収入で特定の事業を実施するために一般会計と区分して経理を行うために設けられた9つの**特別会計**があります。その他、一般企業と類似した経理方法を用いる**公営企業会計の水道事業・下水道事業**があります。
詳しくは、135ページ以降の特別会計のページを見てください。

令和元年度の決算状況について

それでは、令和元年度の決算状況について、普通会計を用いて解説します。

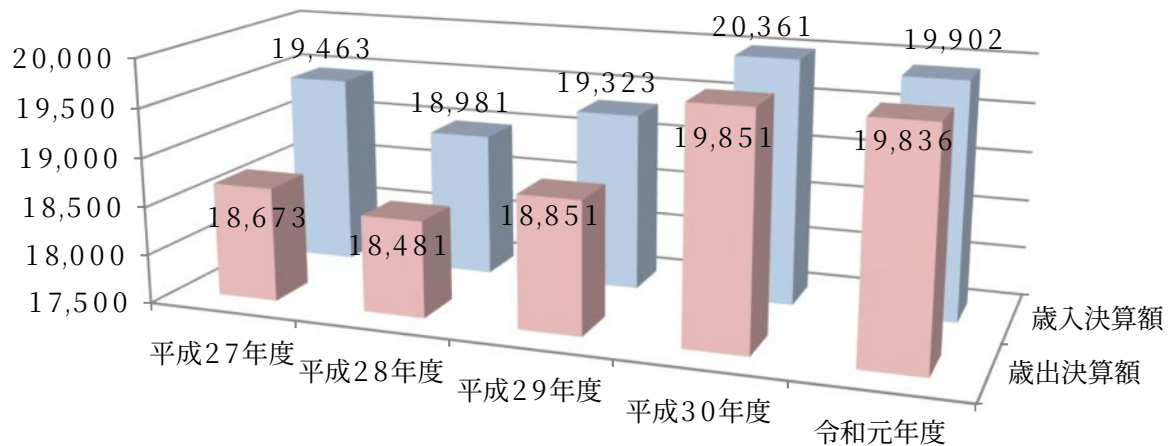


さっき説明してもらった
会計の中に、「普通会計」と
いう会計は無かったよ！

それは、大変失礼しました。「普通会計」というのは、他の市町村と比較するために、統一した決まりに従って整理した会計のことです。収入と支出が重複する部分を調整（純計）するため、「一般会計」とは数字が異なります。

●普通会計 歳入・歳出決算額の推移

(単位:百万円)



どの年度も歳出額より
歳入額の方が大きい
ので黒字という事だね。

そういうことになりますが、歳入額から歳出額を引いた金額に、翌年度に決まった事業に使うお金(繰越額)を除いた金額がプラスの場合は黒字という事になります。次の表に各年度の状況を詳しく載せていますので確認してください。

過去 5 年間の普通会計決算額の状況

(単位:千円)

	歳入決算額	うち財政調整基金繰入金	歳出決算額	差引額	繰越額	実質収支額
平成 27 年度	19,463,354	0	18,672,785	790,569	2,024	788,545
平成 28 年度	18,980,767	0	18,480,947	499,820	5,684	494,136
平成 29 年度	19,322,860	0	18,851,015	471,845	98	471,747
平成 30 年度	20,360,947	0	19,850,713	510,234	43,943	466,291
令和元年度	19,902,317	130,000	19,836,049	66,268	15,183	51,085



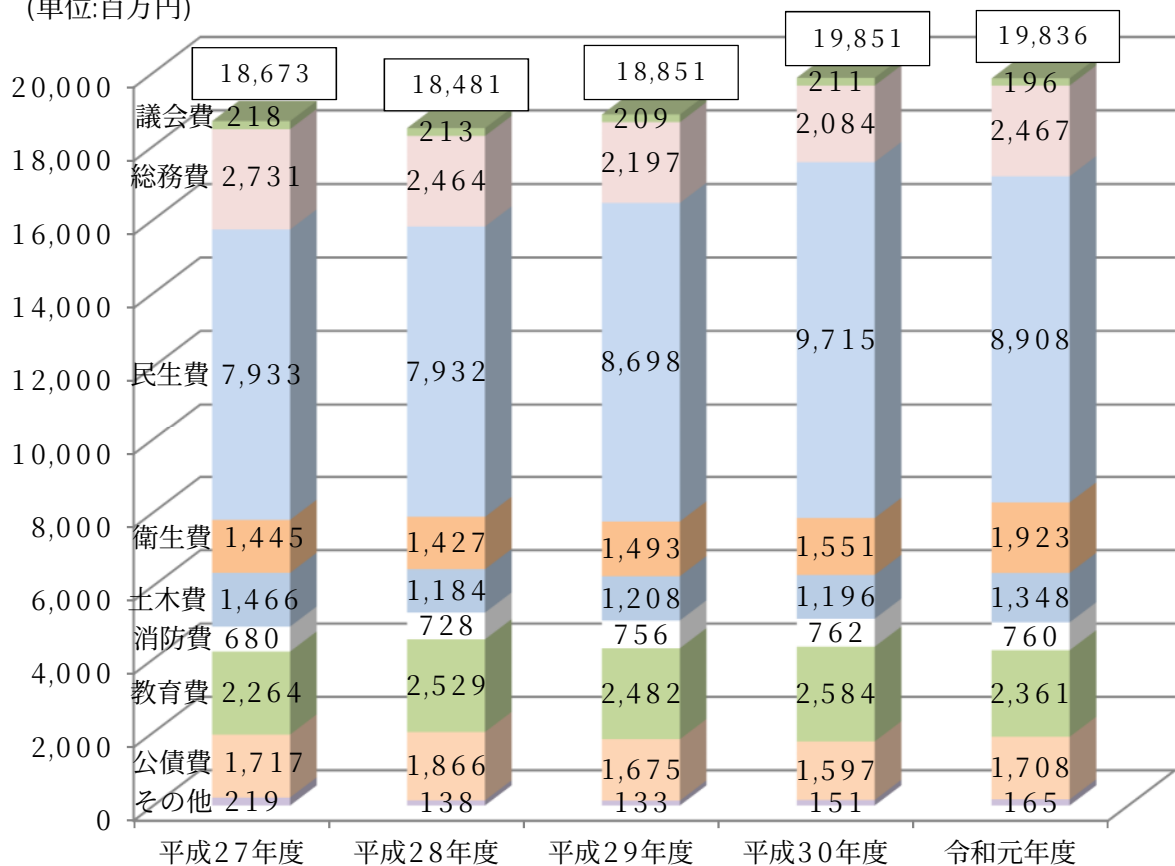
毎年度一定の黒字額を維持しているけれど、令和元年度は財政調整基金を繰入れて黒字となっているんだね。ところで、一体どんなところにお金が使われているの？

それでは、過去 5 年間の目的別の決算状況について説明します。

下のグラフは、過去 5 年間の目的別決算額の状況です。目的についての説明は以下のとおりです。

歳出決算額（目的別）

(単位:百万円)



議会費 ⇒ 市議会議員の報酬や議会運営に必要な費用。
 総務費 ⇒ 市役所の庁舎管理や防災・防犯・市税の課税や徴収などに必要な費用。
 民生費 ⇒ 障がい者、高齢者、保育所や児童手当などに必要な費用。
 衛生費 ⇒ 健康増進、予防接種、清掃、環境対策などに必要な費用。
 土木費 ⇒ 道路、公園などの整備や都市計画などに必要な費用。
 消防費 ⇒ 消防・防火及び消防団や救急活動に必要な費用。
 教育費 ⇒ 幼稚園・小学校・中学校などに必要な費用や図書館・公民館などに必要な費用。
 公債費 ⇒ 市債(借金)の元金と利子の返済に必要な費用。
 その他 ⇒ 農林水産業費、商工費、労働費。

目的別の歳出では、民生費、教育費の順に大きくなっています。

民生費では、児童手当や生活保護の費用、国民健康保険や介護保険の特別会計への繰出金、教育費では、小学校・中学校や幼稚園の運営費用などが大きな割合を占めています。令和元年度については、民生費においては障がい者自立支援に係る給付費やプレミアム付商品券事業の業務に係る委託料が増加し、教育費においては小学校の大規模改造工事費や空調機設置工事費などの施設整備費用が増加しています。



色々なところにお金が使われているんだね！

それじゃあ、このお金はどのように集められているの？

それでは、過去 5 年間の歳入の決算状況について説明する前に、どのような歳入があるのかについて説明します。

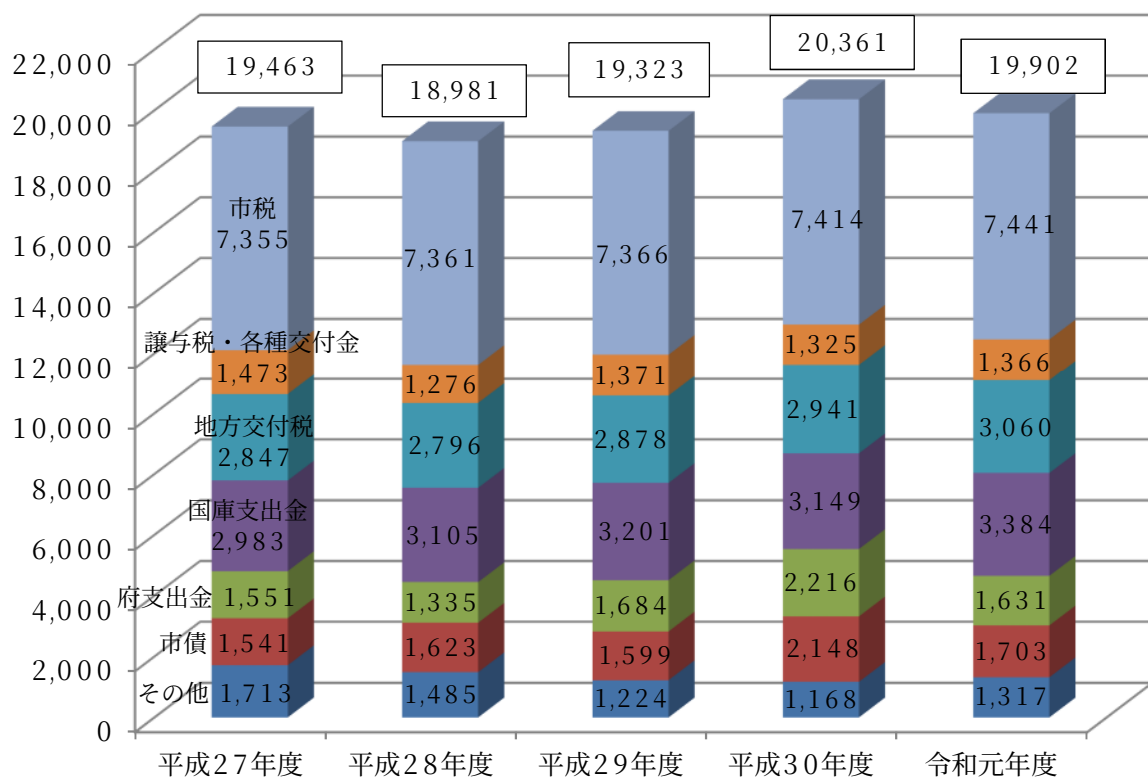
- ・市税・・・市民税や固定資産税、軽自動車税など、市民の皆さんや事業者から納めていただいたお金です。
- ・譲与税及び各種交付金・・・自動車に課税されている重量税、ガソリン税、預金利子や株式配当、地方消費税などで課税されているお金が一定の決まりに従って各市町村に配分されます。

現在、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金の 11 種類が交付されています。

- ・地方交付税・各市町村間では、人口の多寡などで収入や支出の状況が異なることから、市町村間の格差を是正することや市町村の財源を保障するという考え方に基
づき、国で一括してお金を集め、すべての市町村が一定水準以上の事業(行政
サービス)が可能となるような決まりに基づいて、交付されています。
- ・国・府支出金・国や大阪府の制度に基づいて事業を実施する場合や、国や大阪府に代わって
事業を実施する場合に交付されるお金です。
- ・市 債・・・学校や図書館、文化会館、道路などの公共施設の整備には多くのお金が一度
に必要になり、他の事業に影響が出てしまいます。また、整備した公共施設
は、今後転入などで新しく市民になられる方も使用されますので、負担の公
平化をしていただくために市債(借金)を発行していますが、後年度の
財政負担を考慮して必要最小限の発行に留意しています。

歳入決算額

(単位:百万円)



令和元年度は地方交付税が増加
しているね。地方交付税ってなんだ
ろう？

地方交付税は、地域による経済格差を埋めるために国から交付されるもので、市税や譲与税・各種交付金などの収入と、行政を行うために必要な経費との差額に応じて交付されます。このように、地方交付税は各市町村が一定の行政サービスを提供できるよう調整する役割を持っています。



なるほど。どこの市町村でも同じ事業(行政サービス)を受けることができるようになってきているんだね！

それでは次に、ちょっと難しくなるかも知れませんが、市にはいったいどれぐらい自由に使えるお金があるのかを経常収支比率を使って説明します。

う～ん！難しい言葉だけれど
経常収支比率ってなんだろう？



まず、経常収支比率という言葉について説明します。経常収支比率は、**毎年度決まって支払うお金**(主に職員等の人件費、施設の光熱水費、生活保護費や児童手当などの扶助費、市債に対する償還金など)**が毎年度決まって入ってくるお金**(主に市税、国から交付される各譲与税及び交付金や普通交付税など)の**何割を使っているか**を見るためのものです。

(計算方法)

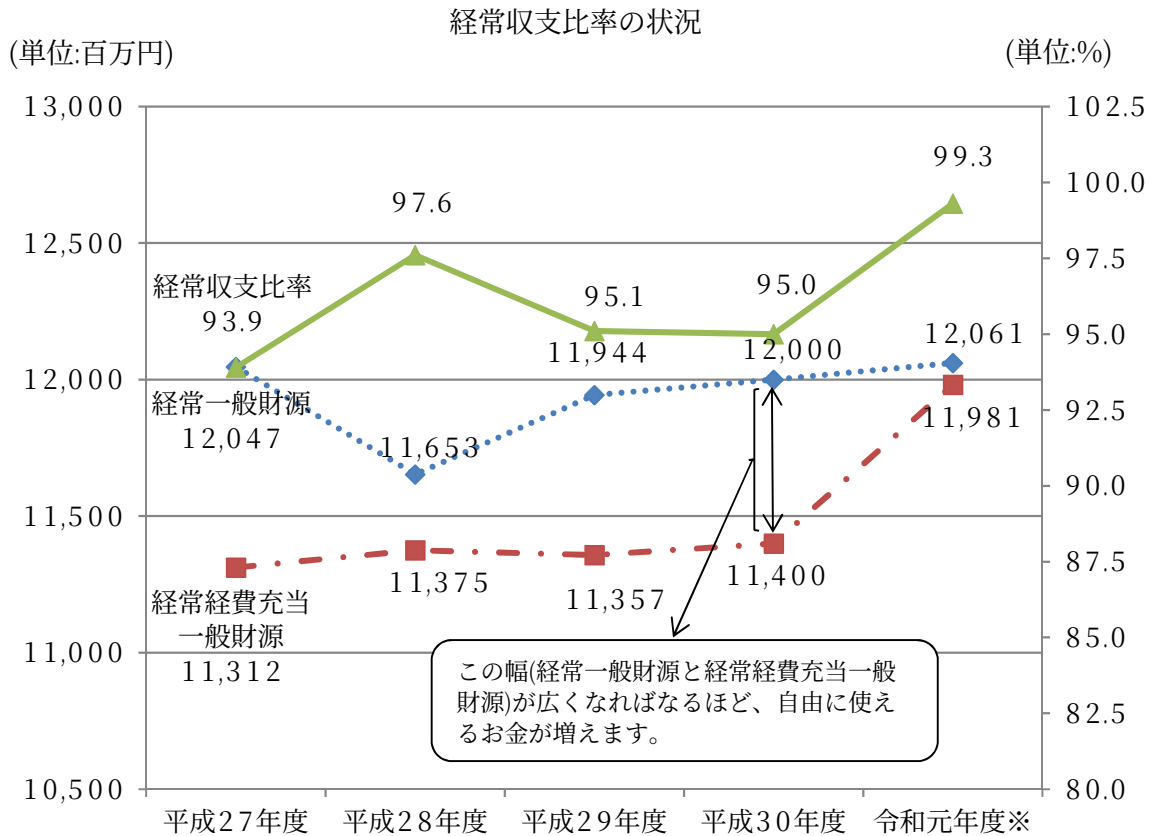
$$\frac{\text{毎年度決まって支払うお金}}{\text{毎年度決まって入ってくるお金}} \times 100$$



言葉の説明は、わかったけど、この経常収支比率で何が分かるの？

先ほども言いましたが、経常収支比率は、毎年度決まって入ってくるお金が、毎年度必要なものにどれだけ使われているのかを割合で示すものですので、その割合が低くなればなるほど、自由に使えるお金が多くなることが分かるため、市の財政状況のバロメーターに使われています。

それでは、本市の経常収支比率について見てみましょう！



※令和元年度数値は速報値です。

上のグラフは、毎年度決まって入ってくるお金(経常一般財源)と毎年度決まって使うお金(経常経費充当一般財源)とその割合を示した経常収支比率の状況です。上のグラフで、経常一般財源と経常経費充当一般財源の隙間が大きくなればなるほど経常収支比率が改善され、自由に使えるお金が多くなることを表します。また、経常一般財源と経常経費充当一般財源の金額が逆転すれば、毎年度決まって入ってくるお金以上に毎年度決まって使うお金が多くなるので、貯金(財政調整基金)などを取り崩して支払わなければならないため、入ってくるお金を増やすか、使うお金を減らす必要があります。



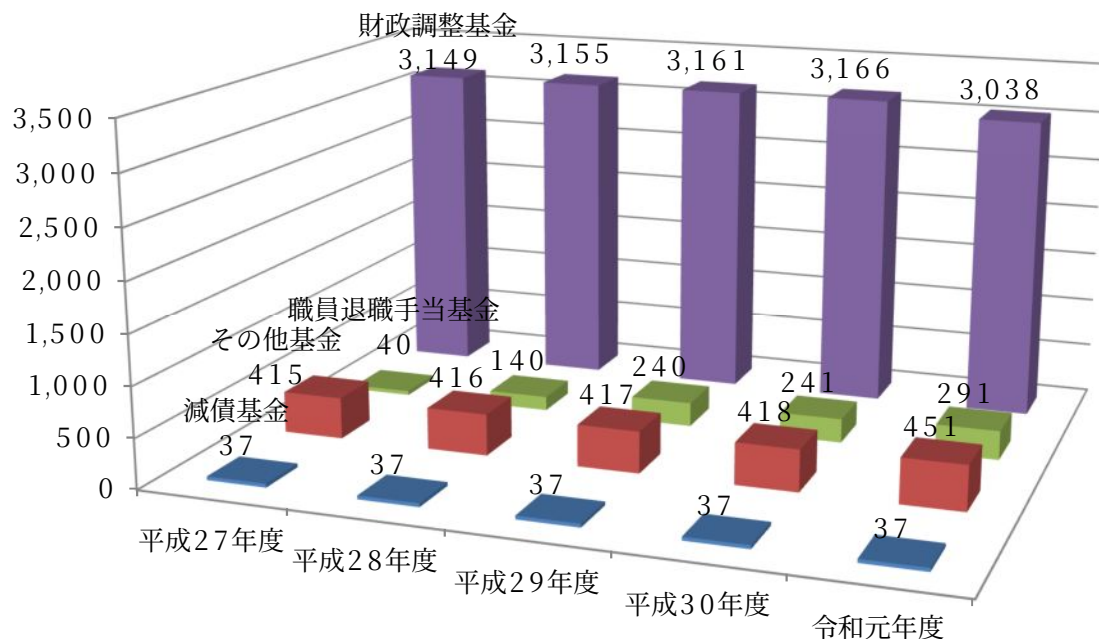
なるほどね！グラフの矢印の幅が広ければ、いろんな他の行政サービスにお金を使ったり、貯金ができるんだね！

そういうことですね。自由に使えるお金が多くなればなるほど市民の皆さんのニーズに応えることができますし、将来のために積立金として貯金することもできます。

それでは次に、現在の市の基金(貯金)の状況について説明します。

各基金の現在高の状況

(単位:百万円)



基金(貯金)には、何にでも使えるお金で、例えば突発的な災害や急激な財政状況の変化など不測の事態に対応するための基金(貯金)として財政調整基金があります。それ以外にも、職員の退職金を支払うための基金や市債(借金)を繰り上げて返済する場合などに使う減債基金、グラフではその他としていますが、文化振興や国際交流、緑のまちづくりや地域福祉など、特定の目的のための基金(貯金)があります。

平成16年度以降、財政調整基金に頼らずに財政運営を行ってきましたが、令和元年度は、毎年増加し続けている社会保障関係経費に加え、公債費(借金の返済費用)が増加したことなどにより、財源不足が生じ、財政調整基金を1億3,000万円取り崩しました。令和元年度末の財政調整基金現在高は30億3,800万円となっています。

財政調整基金などの基金(貯金)の他に、市債という借金があるんでしょ？
そっちは大丈夫なの？



それでは、本市の市債(借金)の状況を説明する前に、どのようなところに市債が使われているか説明します。

総務債・・・主に文化会館の整備や市役所庁舎の耐震改修等事業、デジタル式防災行政無線整備事業に充てた市債。

土木債・・・主に道路の新設や改良工事、(仮称)今熊市民の森などの公園用地等の整備事業に充てた市債。

教育債・・・小学校、中学校施設の耐震化や大規模改造事業、公民館の耐震改修事業等に充てた市債。

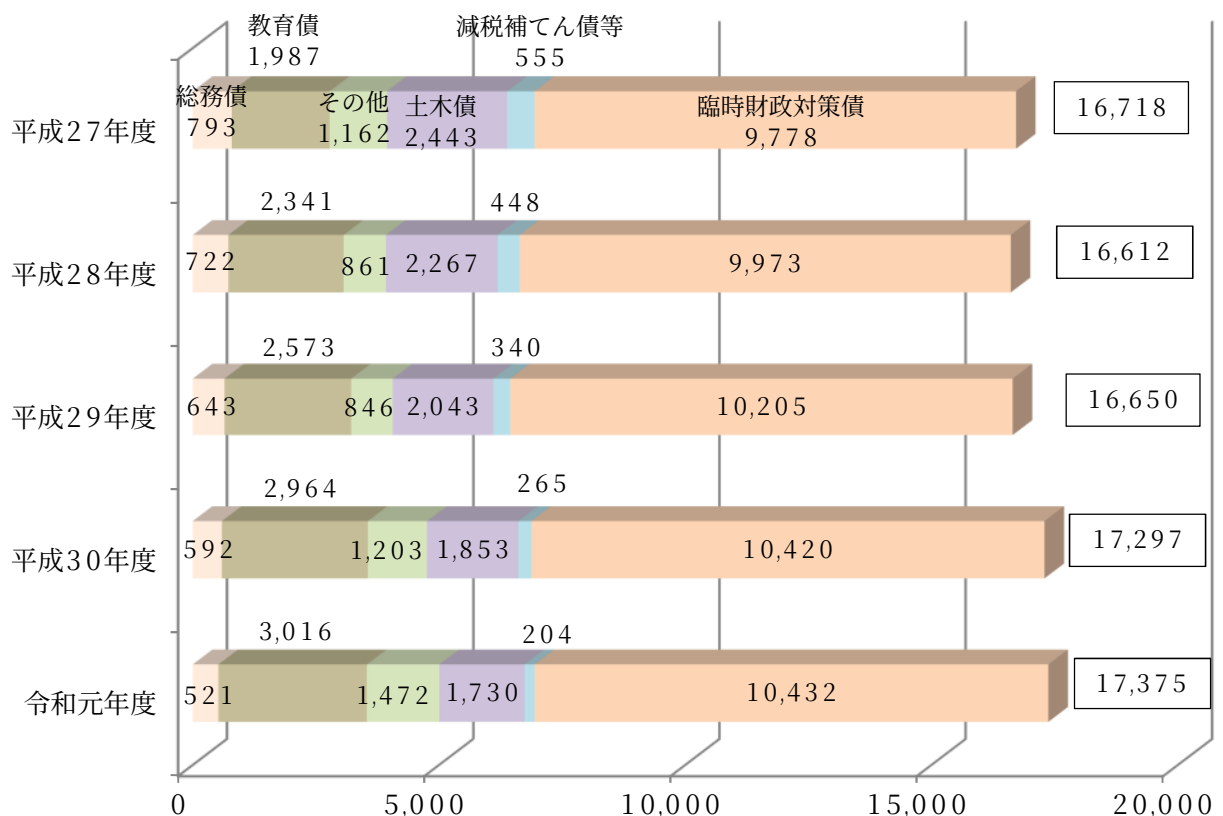
減税補てん債・・・平成9年度及び平成10年度～平成18年度に国による地方税の減税施策を実施したことによる地方自治体の減税影響額を補てんする市債。

臨時財政対策債・・・平成13年度より、国から地方交付税として配分されるお金のうち、国の財源不足に対応するため、市が国に代わってお金を調達するための市債。

※なお、市債のうち減税補てん債及び臨時財政対策債の毎年度の公債費(借金の返済)については、その全額が地方交付税で補てんされています。

市債の現在高の状況

(単位:百万円)



上のグラフは、平成27年度から令和元年度までの市債の現在高の状況を表したものです。道路整備などの過去のインフラ整備に係る市債については、一部が完済するなど現在高が減少していますが、小中学校の改修工事など施設整備に係る市債や、地方交付税の振替で発行している臨時財政対策債は増加しています。

市債(借金)は、公共施設を整備する時点の負担の平年度化と、今後その施設を使用される方にも公平にご負担いただくために発行するものですが、当然借り入れるお金であり、今後返済していく額が毎年度の行政サービスに影響が出ない範囲で発行していかなければなりません。

そこで、今までに借りた市債(借金)に対する毎年度の公債費(借金の返済)がどれぐらいの負担割合になっているのかを示した指標(実質公債費比率)をご紹介します。



う～ん！また、難しい言葉がでてきたよ。「実質公債費比率」ってなんだろう？

それでは「実質公債費比率」について説明します。

実質公債費比率は、毎年度の収入(市税や地方交付税)に対してどれぐらいの割合で公債費(借金の返済)があるのかを示した指標です。

これは、最初に説明した普通会計の公債費と下水道事業への公債費分の繰出金や南河内環境事業組合(ごみやし尿処理)が発行した市債(借金)に対する負担金など、普通会計が直接借り入れている市債に対する公債費を負担している場合も、公債費とみなしています。

計算方法としては、

{公債費(普通会計以外で負担しているものを含む) — 公債費の特定財源(公債費の特定財源や地方交付税で算入されている公債費)} ÷ {(標準財政規模) — (地方交付税で算入されている公債費)} × 100

この計算の3か年平均の割合が18%を超えると、市債の発行にあたっては、国の許可が必要になり、25%を超えると一部の事業で、市債の発行に制限がかかります。

※標準財政規模・・・普通交付税の算定で用いられた収入額に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を合計した数値。

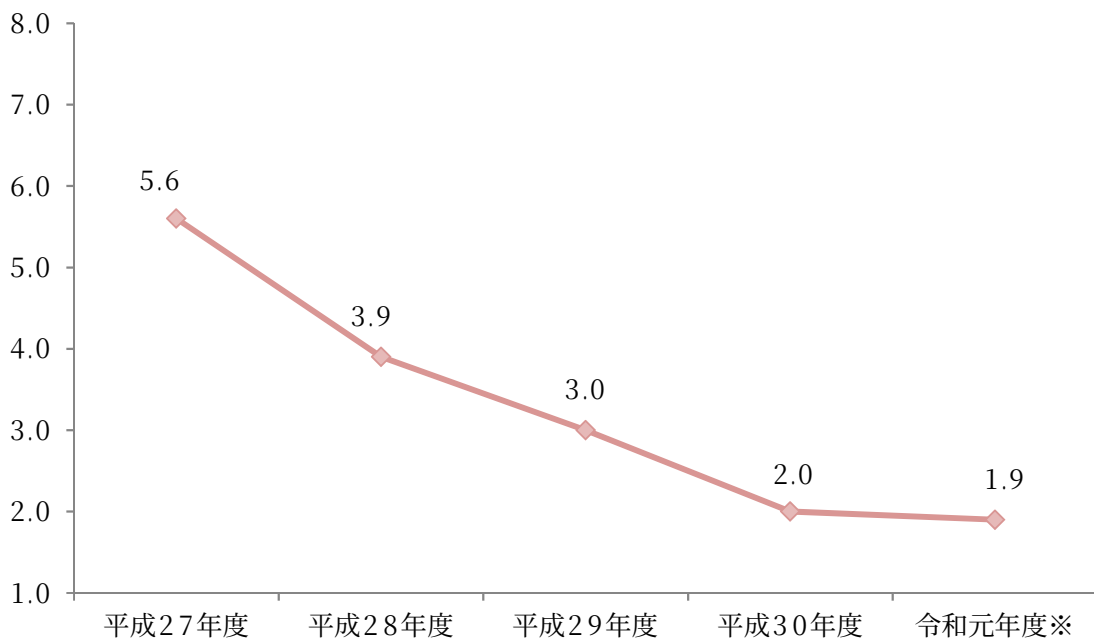


結構複雑な計算のようだけど要するに、毎年公債費に関係した費用がどれぐらい収入に占めているかということだね。

そのとおりです。それでは、本市の「実質公債費比率」について説明します。

(単位:%)

実質公債費率の状況



※令和元年度数値は速報値です。

令和元年度の実質公債費比率は、1.9%と前年度より 0.1 ポイント改善しています。これは、道路などのインフラ整備で借り入れた市債が減少傾向にあることが要因の一つです。

そうなんだね！以前より公債費の負担が低くなっているのなら、他の行政サービスに使えるお金が増えるよね。



そうですね。公債費負担が低くなれば、他に使えるお金が増えることになります。しかしながら、過去のインフラ整備などに係る市債の返済が進む一方で、公共施設の補修や改修に係る市債は増加傾向にありますので、今後、これらの費用のことも考えながら、他の行政サービスに使っていかねばなりません。

また、この「実質公債費比率」のほかに、公債費(借金の返済)の残高や土地開発公社などの第三セクターによる事業用地先行取得額などを対象とした「将来負担比率」という指標もありますのでご紹介します。

将来負担比率は、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

「実質公債費比率」の計算と似ていますが、実質公債費比率では、公債費(借金の返済)や公債費に準ずる負担金などを対象としていましたが、将来負担比率では、公債費に加えて、職員の退職金及び PFI 事業や公共事業用地の先行買収として土地開発公社などの第三セクターで保有している用地の取得額など今後実質的に負担することが見込まれる額も対象としています。

計算方法としては、

{将来負担額(職員の退職金や第三セクター負担見込額等を含む) — 充当可能財源(基金や特定財源、地方交付税で算入が見込まれる需要額)} ÷ {(標準財政規模) — (地方交付税で算入が見込まれる公債費)} × 100

なお、将来負担比率の基準としては、350%を超えると財政健全化計画の策定が義務付けられています。

それでは、本市の将来負担比率についてご紹介します。

将来負担比率の状況

(単位:%)

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度※
—	1.9	1.3	—	—

※平成 27・30 年度、令和元年度については充当可能財源が将来負担額を上回り、値がマイナスになったため、「—」(該当なし)。なお、令和元年度数値は速報値です。

令和元年度の将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回り、値がマイナスになったため、「—」(該当なし)となりました。近年は比較的低い値で推移しています。これは、平成 24 年度の土地開発公社の解散に伴い、公共事業用地の先行取得の買戻しの債務がなくなったことが主な要因です。



将来に対する債務の負担も軽くなっていて、ますます色々な行政サービスが期待できるね。

そうですね。わが国の人口減少問題や社会経済情勢など本市を取り巻く情勢を見据え、市民ニーズに的確に応えられるような行政サービスを最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう取り組みます。



市のお財布の中身がよくわかったよ！
経常収支比率がよくなれば、色んなところ
にお金を回しやすくなるんだね。
実際にどんな行政サービスにどのぐらい
のお金が使われているのか知りたいな！

それでは、令和元年度に実施した行政サービスについてご紹介します。